

いざという時のために！ 普通救命講習会開催

9月9日は
救急(九・九)の日です。

御代田消防署では9月8日(土)に普通救命講習会を開催します。

いざという時、大切な人命を救うために心肺蘇生法、AEDの使用方法、止血法やその他の応急処置を身につける良い機会です。

多くの方の受講をお待ちしています。

日時

9月8日(土)

午前9時～正午

※受付 午前8時30分～

場所

御代田消防署

※人数により変更の場合があります。

受講受付期間

8月25日～9月5日

問い合わせ先

御代田消防署救急救助係

(32)0119

資源回収にご協力ください！ 御代田中学校からお願い

中学校では次の日程で資源回収を行います。

9月8日(土)朝 雨天決行

※西軽井沢地区は

9月7日(金)夕方

日頃から、御代田中学校の教育にご理解とご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。また、毎年、資源回収にご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。資源回収で得た収益は、生徒の教育活動に還元され、中学校教育充実の一助とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

生徒が、この資源回収を通して、「心るさと御代田」を実感し、郷土愛を深めていくこと、環境問題やリサイクル活動への理解を深めていくことを目標としています。ご協力をお願いいたします。

なお、支部によって回収品が決まっていますので、具体的な内容につきましては、学校から配布します印刷物をご覧ください。

無料法律等相談所開設

「法まもる心が築く良い社会」

法の日週間実行委員会では、10月1日～7日の「法の日」週間に、無料法律・人権・調停・公証相談所を開設します。

金銭・土地・交通事故などの問題、離婚・扶養・相続など家庭内のもめ事、人権問題などでお困りの方はお気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は守られます。

来場の際には、相談に関する資料をお持ちください。

主催

裁判所、検察庁、弁護士会、法務局、調停委員協会、人権擁護委員協議会

日時

10月2日(火)

午前10時～午後4時

場所

佐久市勤労者福祉センター

問い合わせ先

長野県地方裁判所

佐久支部庶務係

0267(67)2077

「消費生活大学」受講生募集！

消費生活問題に係る専門的な知識を習得し、地域において消費者活動の実践ができる方を養成するため「消費生活大学」を開講します。身近な問題ですので、ぜひご応募ください。

応募・問い合わせ先 総務課庶務係 内線25

対象者	20歳以上の県内居住者
会場	上田消費生活センター(11月29日は小諸市民会館)
受講料	無料(交通費等は受講者負担)
募集人員	50名
募集期間	9月10日(月)～10月10日(水)

日程・内容

	月日	テーマ	講師		月日	テーマ	講師
第1回	10月25日(木)	午前 開講式	上田消費生活センター 所長 中沢 幹夫	第4回	11月29日(木)	午前 ヤミ金と多重債務	司法書士 和田 洋子
		午後 最近の消費者問題	国民生活センター 小坂 潤子			午後 広告表示の上手な見方	(社)日本広告審査機構 事務局長 市川 考
第2回	11月8日(木)	午前 契約の基礎知識	弁護士 神田 英子	第5回	12月6日(木)	午前 暮らしの中の食品衛生	上田保健所 荒井 直人
		午後 特別講座(体験学習) 裁判所見学	長野地方裁判所 上田支部			午後 暮らしと環境	環境カウンセラー 山浦 源太郎
第3回	11月22日(木)	午前 生活設計と金融トラブル	金融広報アドバイザー 小金 玲子	第6回	12月13日(木)	午前 金融・経済の基礎知識	日本銀行長野事務所 所長 吉井 大
		午後 生命保険の基礎知識	財生命保険文化センター			午後 消費者活動閉講式	各地区消費者の会代表

※午前は10時～正午、午後は1時～3時(ただし、11月29日は1時半～3時半)。 ※敬称略

終戦後に外地より 引き揚げてきた方々へ

お預かりした通貨・証券等を返還しています。

名古屋税関では、終戦後に外地より引き揚げてきた方々が税関などに預けた通貨や証券等をお返ししておりますが、今なおお引き取り手がなく、保管されたままになっているものが多数あります。

返還請求・お問い合わせは、ご本人はもとよりご家族の方でも構いません。お心当たりの方は、お気軽にお問い合わせください。

返還している通貨・証券等

- ・ 上陸地の税関又は海運局に預けた通貨・証券等
- ・ 帰国前に在外公館や日本人自治会等に預けた通貨・証券等のうち、その後日本に返還されたもの
- 通 貨：旧日本銀行券など
- 証券等：大東亜戦争割引国庫債券など

問い合わせ先

財務省名古屋税関
監視部監視許可通関部門
052165414060

農業振興地域 農地区域除外申請受け付け

町では、優良農地の確保・保全のため、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図る地域を農振農用地区域として設定しています。

農振農用地区域の土地を、やむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農振農用地区域から除外する必要があります。

ただし、除外申請がすべて認められるとは限りません。

受付期限 9月28日(金)

提出書類

- ・ 申請書(農林政策係窓口)
- ・ 隣接者同意書(同)
- ・ 確約書(同)
- ・ 地籍図の写し
- ・ 土地登記事項証明書
- ・ 位置図(住宅地図など)
- ・ 事業計画平面図
- ・ 自己所有地の検討結果一覧
- ・ その他必要と認められるもの(例：法人の場合、定款、議事録)

除外が認められる要件

- ① 他に代替すべき土地がない
- ② 除外後も農地の集団性が保たれる

③ できる限り農振農用地区域の周辺部で、周辺農地に与える影響が軽微である

④ 原則として、土地改良などの公共投資がされていない

⑤ 諸法令による計画実現性がある

⑥ 地元の合意が得られる事業計画である

申請問い合わせ先 (内線27)

鳥獣害防止用爆音器 使用時の注意点

例年、この時期になると、スズメ、カラス、イノシシなどと野生鳥獣から農作物被害を防ぐため、爆音器の使用が増えてきます。爆音器を使用するときは、周辺の皆さんに迷惑がからないように次のことに注意してください。

● 住居から直線距離で200m未満の位置で使用しない。

● 早朝、夜間は使用しない。

● 爆音器に代わる、例えば防鳥網などをなるべく使用しましょう。

問い合わせ先

産業建設課農林政策係
(内線26)

ごんにちは農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局32-3111 内線27番

農地の転用には許可が必要です！

農地は、国民の食料を生産する基盤であり、かけがえのないものです。生産性の高い優良な農地を大切に守っていく必要があります。土地を合理的に利用するため、農地の転用には一定の規制がかけられており、転用する場合には農地法の許可が必要となります。

転用の申請

農地法許可申請は、町農業委員会を経て県知事が許可します。

審査の内容

- ① 転用の目的の適正性
- ② 転用の面積の適正性
- ③ 水利など必要な同意
- ④ 付近の農業に与える影響
- ⑤ 転用の目的の実現性
- ⑥ 他の法令の手続き状況

農地転用とは？

農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や倉庫・駐車場・山林など農地以外に用途を転換することです。

許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

農地転用許可を受けないで転用した場合や、転用許可された計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、

工事の中止や原状回復の命令を受ける場合があります。

悪質な場合には、懲罰や罰金などの適用もあります。

※転用許可後の計画変更については、変更に至った経緯・理由などが必要になります。

申請書の受付は毎月5日から15日です。ただし、15日が土・日曜日などの場合は直前の平日となります。

農地の転用を計画したときは、事前に地元の農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。